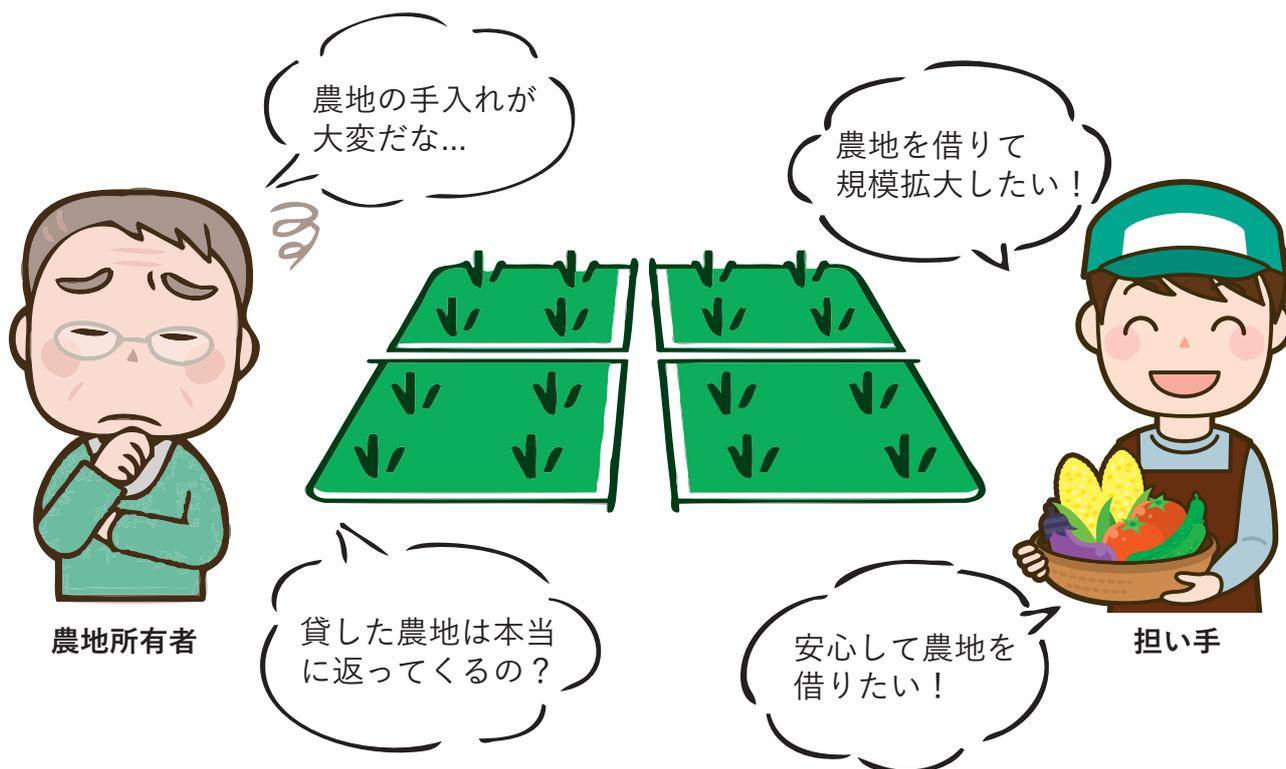


農地は荒らさずに

いかし、育てよう！



農地は地域の貴重な資源です

農地法第1条には「農地は国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源」と明記され、農地を所有している者など（農地を借りて耕作している者などを含む）は、農地法第2条の2に「農地を適正にかつ効率的に利用しなくてはならない責務」と規定されています。

正しい手続きで農地を貸借すれば、安心して農地を貸すことができます！

市街化区域以外における、法律に基づいた安心の貸借制度をご紹介します。



詳しくは

Q1

法律の手続きをせずに農地の貸借をしてはいけないの？



A 法律の手続きをせずに農地の貸借をおこなってはいけません！

法制度の手続きをしない農地の貸借は法律違反となり、農地の所有者にとっても、リスクが生じる恐れがあります。
正しい手続きで安心できる農地の貸借を進めましょう。

?



なぜ法律の手続きをすれば安心して農地の貸借ができるの？

Q2

A 農地を貸しても期限がくれば必ず返還される法律に基づく貸借があります！

市街化区域以外の農地の貸借は「農業経営基盤強化促進法」もしくは「農地中間管理事業」によるものがあります。(令和7年4月1日からは「農地中間管理事業」での貸借のみとなります)

どちらの場合も、貸した農地は貸借期間が満了すれば必ず返還されます。
まずは市町村または農業委員会にご相談ください。

Q3

法律に基づく貸借にメリットはあるの？



A 農地の貸し手と借り手、それぞれに以下のメリットがあります！

【農地の貸し手のメリット】

貸した農地は貸借期間が満了すれば必ず返還されるほかに

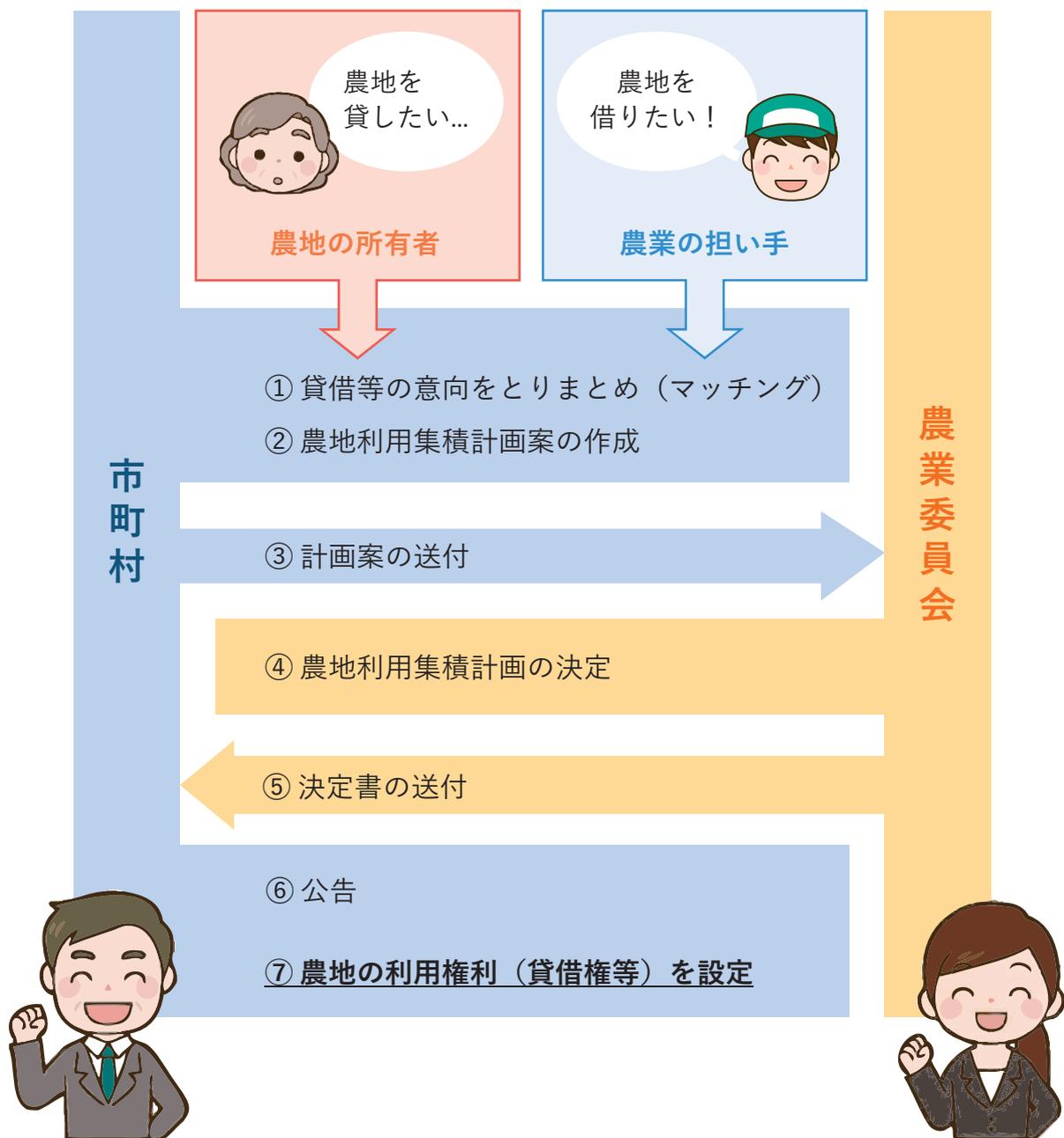
- ◎ 相続税納税猶予制度の適用を受けている農地（特例農地）を貸しても制度の適用が継続されます。(ただし、20年免除の特例農地はすべて終生営農となります)
- ◎ 貸している間に農地所有者に相続があった場合でも相続税納税猶予制度の適用が受けられます。
- ◎ 共有農地については、40年を超えない期間であれば、共有持ち分の2分の1を超える同意によって農地を貸すことができます。

【農地の借り手のメリット】

- ◎ 貸借の手続きをすることによって安心して規模拡大をはかることができます。
- ◎ これらの制度の農地貸借は、貸借の期間が満了すれば、必ず所有者に返還されることとなりますが、所有者の了承を得れば、更新することが可能です。
- ◎ 農地法による農地の貸借とは異なり、市町村や農業委員会、農地中間管理機構（一般社団法人東京都農業会議）が主体的に関わるため、スムーズに手続きが進みます。

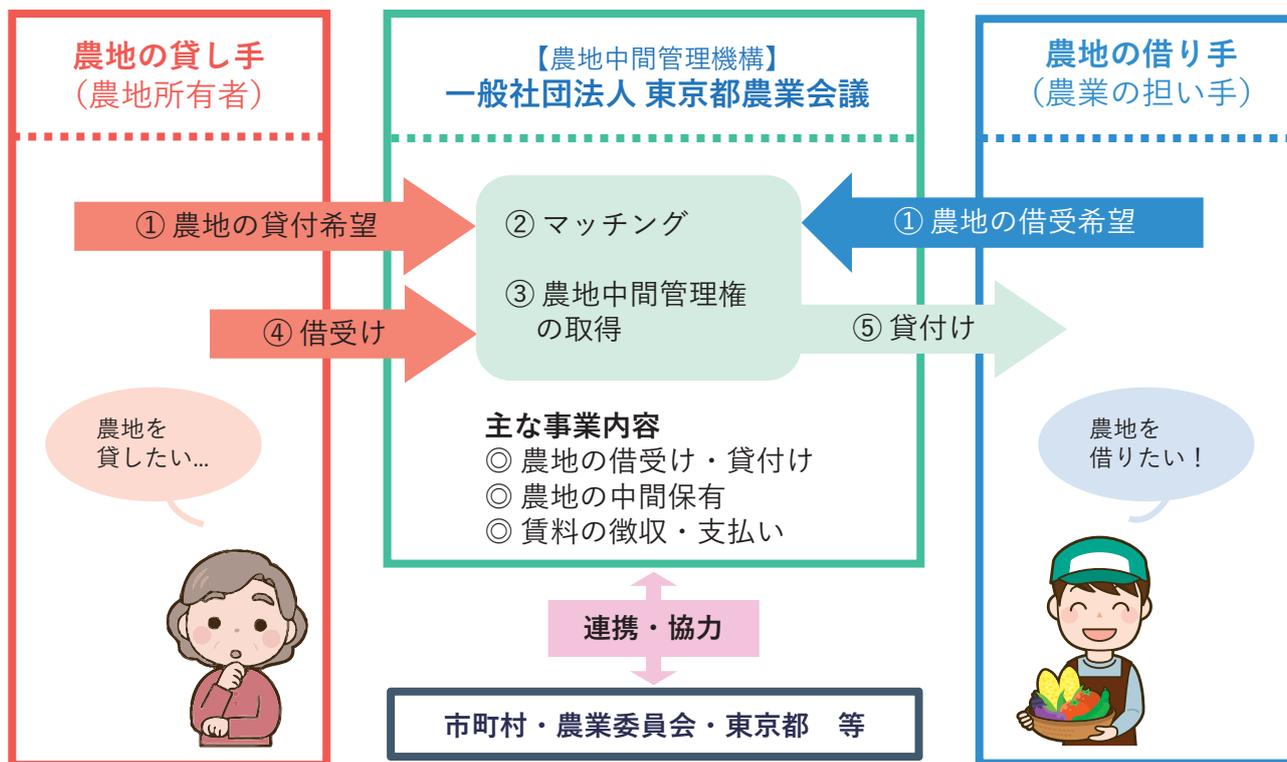
農業経営基盤強化促進法の利用権設定による農地貸借のしくみ

農業経営基盤強化促進法の利用権設定とは、市町村が農業の担い手に農地を集積する農地利用集積計画案を作成し、農業委員会の決定を経て、この計画を公示することによって農地の所有者から認定農業者・認定新規就農者、新規就農希望者などの担い手に農地を貸し出す制度です。（この貸借は、**最長で令和7年3月31日まで可能です。**以降は農地中間管理機構（4ページ）でのみとなります）



農地中間管理事業による農地貸借のしくみ

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（一般社団法人東京都農業会議）が農地所有者の方から農地を借り受け、その農地を規模拡大などを目指している認定農業者や認定新規就農者、新規就農希望者などの担い手に貸し出す事業です。



農地の貸し手の
主なメリット

- ◎ 賃料が確実に支払われる (賃貸借の場合)
- ◎ 当事者間の直接交渉が不要
- ◎ 面倒な貸借手続きを無償で代行



農地中間管理
機構



貸し手と借り手の間に入り、
それぞれと貸借を行います。

農地の借り手の
主なメリット

- ◎ 農地所有者との直接交渉が不要です。
- ◎ 面倒な貸借手続きを無償で代行します。
- ◎ 口座引落による賃貸借の支払いができます (手数料無料)。

